



空き家バンクに物件を登録する方を対象に 空き家の片付け等の費用を補助します。

補助金額

自身が所有する空き家を長井市空き家バンクに登録し、空き家内の家財道具等を処分した場合

補助率	上限額
1/2	10万円

申請までの流れ

家財片付けの見積徴収※1

申請窓口申請書を提出※2

補助金交付決定（市）

申請窓口実績報告書を提出※3

補助金確定（市）

申請窓口請求書を提出※4

補助金振込（市）

※請求書提出から3週間程度で振込みます。

見積徴収※1

- ・片付けを依頼する業者を選定し、見積書を取得してください。
- ・複数業者に依頼する場合は、それぞれの業者から見積書を取得してください。

申請手続き※2

申請は、以下の書類一式をご提出ください。

- ◇長井市空き家等家財片付け支援事業費補助金交付申請書（兼）同意書（様式第1号）
- ◇片付けにかかる経費の見積書の写し
- ◇現況写真
…片付け前の空き家の状況がわかる写真

実績報告※3

報告は、以下の書類一式をご提出ください。

- ◇実績報告書（様式第8号）
- ◇領収書の写し
（経費内訳が確認できる書類の写し）
- ◇現況写真
…片付け前の空き家の状況と比較できる片付け後の写真

請求手続き※4

請求は、以下の書類一式をご提出ください。

- ◇交付請求書（様式第7号）
- ・なお、請求書については、補助金交付決定（通知発送）時にお渡しいたします。
- ・お手元に届きましたら、必要事項を記入の上、ご提出ください。

【担当】

〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号
長井市地域づくり推進課 空き家・空き店舗活用政策推進室
☎0238-82-8005（内線324）／ FAX0238-87-3368
メール：akiya@city.nagai.yamagata.jp



補助対象経費

【住宅家財の処分、清掃等】

◇ごみの処理手数料 → トラックの賃借料、長井クリーンセンターの処理手数料 など

◇ごみや家財の収集及び運搬料 → 市の廃棄物収集運搬の許可を受けている業者への委託料 など

◇特定家庭用機器リサイクル料 → 収集運搬、引き取りの許可を受けている業者への委託料 など

◇清掃 → ハウスクリーニングの委託料、排水管清掃の委託料 など

【庭木の伐採等】

◇樹木の伐採や除草 → 草木の伐採、運搬、廃棄の委託料 など

補助対象者

◇長井市空き家バンクに登録されている空き家の物件登録者の方
(売買や貸借の目的で、市のホームページで空き家を紹介したい空き家の所有者)

～まずは空き家バンクへの登録申請が必須です～

◇登録物件に係る売買または賃貸借の契約が締結された場合を除き、
少なくとも1年間継続して、長井市空き家バンクに物件を登録できる方

◇長井市の市税の滞納がない方

その他特記事項

◇未着工の工事であること（着手前に申請書を提出ください）

◇県内業者と請負契約を締結すること

◇令和6年3月20日までに実績報告書を提出できるものであること

◇空き家バンク登録後から6ヶ月以内に申請すること

◇片付け等の着手2週間前までに交付申請書を提出

◇一件の空き家に対し、一回限り交付



長井市一般廃棄物収集運搬業者一覧

＜許可業者名＞	＜住所＞	＜電話番号＞
◇渡部久男	長井市成田3102-21	0238-84-1711
◇（有）舟山商店	長井市幸町4-19	0238-88-2768
◇（株）丸三商会	長井市館町南7-31	0238-84-2147
◇（株）松木コーポレーション	長井市九野本718	0238-84-5005
◇沼澤産業（有）	長井市五十川4174-1	0238-88-4513

※空き家の片付けで発生する廃棄物に対応可能な市内業者のみ抜粋したものです。

遺品整理・特殊清掃